

面会規程

1、目的

本規程は、医療法人社団長明会 長沢病院における入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、患者の療養環境の維持、プライバシーの保護、および院内感染の防止を図るとともに、安全で円滑な診療体制を確保することを目的とする。

2、面会の時間および曜日

面会が可能な曜日および時間は原則として次のとおりとする。

- (1) 平日及び土曜日 : 午後2時～午後5時まで(一部午後1時～1時30分可能)
- (2) 日曜日および祝日(お盆休み・正月休みを含む) : 終日面会不可

3、面会場所

入院患者の病室内又は娯楽室とする

4、面会人数および1回の面会時間

- (1) 面会における時間 : 多床室は1回につき15分以内、特別室・個室は30分以内とする。
- (2) 面会人数 : 1回につき2名以内

5、面会可能な方

- ・ 家族・親族・病院が必要と認めた方(原則高校生以上とする)
- ・ 発熱や感染症を疑う症状(咳、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気、嘔吐、下痢等)の無い方。

6、面会を控えていただく場合

- ・ 過去1週間以内に感染症患者との接触がある場合
- ・ 同居家族が感染症に罹患している場合。
- ・ 患者の症状、治療、または安静の必要性から、主治医又は看護師が面会を不適當と判断した場合。
- ・ 入院患者が感染症を発症、または、発症者と同室(濃厚接触者)であった場合。
- ・ 周辺地域における新興感染症等の発生により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。

7、面会手順

- ① 対面、又は電話連絡で面会日時の予約をする。
- ② 予約日時に病棟入口インターホンを鳴らして院内でスリッパに履き替える。
- ③ 院内テーブルにて、面会許可証を記入後、持参して、患者病室にて面会する。
- ④ 面会終了後は、面会許可証をスタッフに渡し、次の面会希望日が決まっている場合は、次回予約をする。

8、面会時の遵守事項および禁止事項

- (1) 面会者は次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - ・ 面会前後に手指衛生を実施すること。
 - ・ サージカルマスク（不織布マスク）を着用すること。
 - ・ 医師、看護師、その他病棟職員の指示に従い、円滑な診療業務に協力すること。
 - ・ 面会者が病棟・病室で飲食してはならない。ただし、面会者が差入れした食べ物を入院患者が飲食することは看護師に確認した上で可能とする。
- (2) 面会者は次の行為を禁止するものとする。
 - ・ 院内での飲酒・喫煙。
 - ・ 病室内への生花の持ち込み。
 - ・ 大声での会話や他患者の迷惑となる行為。
 - ・ 無断での病室移動や他患者の病室への立入り。
 - ・ 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音および SNS 等への投稿。
 - ・ 医療機器への接触や操作。

9、面会の特例

次の場合には特例として時間外または制限を超えた面会を許可することがある。

- ・ 患者が重症、急変時にある場合。
- ・ 医師からの病状説明のために来院要請があった場合。
- ・ その他、合理的な理由により病院側が特に認めた場合。

10、周知方法

本規程の内容は、入院案内、院内掲示および病院ホームページ等を通じて患者および家族へ周知する。

本規程は 2026 年 4 月 1 日より施行する。